



19 春闘第 8 回中央港湾団交 議事録確認

一般社団法人日本港運協会(日港協)と全国港湾労働組合連合会(全国港湾)及び全日本港湾運輸労働組合同盟(港運同盟)は、19 春闘第 8 回中央港湾団交において協議した内容を、下記の通り議事録として確認する。

記

1. 日港協は、全国港湾と港運同盟からの春闘要求につき、次の通り回答した。

(1) 船社の統合、アライアンスに係る港運事業の業域と港湾労働者の職域を確保する課題について

事前協議制度は、港湾労働者の雇用と就労を守ることを原則とした極めて重要な制度であることを日港協は認識し、引き続きこの制度の厳守を前提に、適正かつ厳格な運用を行っていく。

そのために、2017 年 3 月 1 日付中央事前協議会議事録確認を原則に、船社からの事前協議申請については、日港協として関係元請と雇用不安の有無について充分検証した上で、定例の中央事前協議会またはその小委員会を立ち上げ労使協議・検討し、必要に応じ船社に対して協力を求める事とする。

(2) 定年延長に伴う諸制度の整備について

① 65 歳定年制度の実施に向けた条件整備を整えること。

各港・各事業者で事情が異なるが、早期実現に向けて各企業労使で努力するよう周知する。

② 港湾年金の支給要件について

港湾年金の支給要件の改定については、原資負担の増加が見込まれるので、労使からなるワーキンググループを立ち上げ、安定協会よりデータの提供を求めつつ課題の精査を含め、65 歳の誕生日までを対象とし、2020 年 4 月 1 日より実施する。

(3) 労災企業補償制度について

昭和 49 年 4 月 20 日付協定書(協定書・確認書集第 52 条)を尊重し、負担増を含め、各企業内補償の実態把握に努めるとともに、引き続き中央安全専門委員会、必要に応じ労使政策委員会において、問題解決に向け協議することと致したい。

2. 日港協と全国港湾及び港運同盟は、産別制度賃金及び2019年2月4日付『事前協議制度違反に関する申し入れ』の取扱いについて下記の通り確認した。

上記2件の取扱いについては、中央団交の下で、小団交を開催し、その取扱いについて協議する。

3. 全国港湾と港運同盟は、上記2.の小団交での協議期間中は、3月20日付争議通告『(全国港湾18発第90号)・(港運同盟発19-第20号)』を延期する。

4. 労使いずれかより中央団交開催の要請があれば速やかに再開することとする。

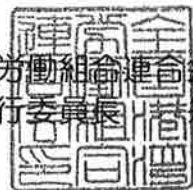
以上

2019年(令和元年)5月9日

一般社団法人日本港運協会
経営労働委員長 後藤 正三



全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 谷 欽一郎



全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信

